

介護保健施設サービス重要事項説明書

独立行政法人地域医療機能推進機構
仙台南病院附属介護老人保健施設

令和6年4月1日現在

1. 施設の概要

(1) 運営法人の名称等

- ・法人名 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ・所在地 東京都港区高輪3丁目22番12号
- ・電話番号 03-5791-8220 (代表)
- ・FAX番号 03-5791-8257

(2) 施設の名称等

- ・施設名 独立行政法人地域医療機能推進機構
仙台南病院附属介護老人保健施設
- ・所在地 宮城県仙台市太白区中田町字前沖143番地
- ・電話番号 022-306-1731 (代表)
- ・FAX番号 022-306-1732
- ・管理者名 施設長 朝倉 徹
- ・介護保険事業所番号 0455480038
- ・開設年月日 平成11年5月1日

(3) 施設の目的と運営方針

①施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

②運営方針

超高齢社会において、介護老人保健施設は重要な役割を担うことから、本院との人事交流を積極的に行うなど人材育成に取り組み、地域医療・包括ケアの要の施設として機能できるよう運営を強化します。

(4) 施設の職員体制

①従業者の職種、員数（実員数）及び勤務時間

- ・施設長（協力病院兼務1人） 1人（8：30～17：15）
（うち1人医師兼務）
- ・副施設長（協力病院兼務1人） 1人（8：30～17：15）
- ・医師（協力病院兼務2人） 4人（8：30～17：15）
（うち1人施設長兼務・再掲）
- ・薬剤師（協力病院兼務1人） 1人（8：30～17：15）
- ・看護職員（併設事業所兼務1人） 9人（早勤 7：00～15：45）
（日勤 8：30～17：15）
（遅勤 10：30～19：15）
（夜勤 15：30～9：00）
- ・介護職員 26人（早勤 7：00～15：45）
（うち2人介護支援専門員兼務）（日勤 8：30～17：15）

(遅勤 10:30~19:15)

(夜勤 15:30~9:00)

- ・ 支援相談員 2人 (8:30~17:15)
- ・ 理学療法士 (協力病院兼務1人) 5人 (8:30~17:15)
- ・ 作業療法士 1人 (8:30~17:15)
- ・ 言語聴覚士 1人 (8:30~17:15)
- ・ 歯科衛生士 1人 (8:30~17:15)
- ・ あん摩・マッサージ指圧師 1人 (8:15~17:00)
- ・ 管理栄養士 1人 (8:30~17:15)
- ・ 介護支援専門員 2人 (8:30~17:15)
(うち2人介護職員兼務・再掲)
- ・ 事務員 3人 (8:30~17:15)

※ 上記職員のうち、看護職員 (併設事業所兼務を除く。)、介護職員及び介護支援専門員は、当施設の短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の職員を兼務し、それ以外の職員は、当施設の短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの職員を兼務します。

②従業者の職務内容

- ・ 施設長は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- ・ 副施設長は、施設長を補佐し、適正な運営のための管理、指導を行います。
- ・ 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ・ 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- ・ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行います。
- ・ 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行います。
- ・ 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行います。
- ・ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- ・ 歯科衛生士は、介護職員に対する口腔ケアの助言及び指導を行うほか、利用者の口腔清掃又は摂食・嚥下機能の指導を行います。
- ・ あん摩・マッサージ指圧師は、利用者に対しマッサージを行います。
- ・ 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。
- ・ 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
- ・ 事務員は、庶務、会計に関すること、介護給付費、利用料金の請求に関するこ

とのほか、物品の購入、保管に関することを行います。

(5) 入所の定員等

定員 100名

療養室 個室12室、2人室4室、4人室20室

2. 介護保健施設サービスについて

(1) 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者及びその家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととなります。

◇医療： 介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練： 原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものになっています。

◇栄養管理： 心身状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス： 当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(2) 介護保健施設サービスの内容

・施設サービス計画の作成

・食事（食事は原則として、食堂でおとりいただきます。）

朝食 午前7時50分～午前8時20分

昼食 午後12時00分～午後12時30分

夕食 午後6時00分～午後6時30分

・入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。入浴時間は、午前9時00分～午前11時30分又は午後1時30分～午後3時30分のいずれかになります。ただし、利用者の身体の状態に応じ清拭になる場合があります。）

・医学的管理・看護

・介護（退所時の支援も行います。）

・機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

・栄養管理・口腔衛生管理

・相談援助サービス

・その他

3. 利用料金

(1) 介護保健施設サービス費（介護保険自己負担分）

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって、利用料金が異なりま

す。また、介護保険サービスの費用は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて1割負担、2割負担又は3割負担になります（該当の方には、市町村より介護保険負担割合証が発行されます。）。

※ 金額の前に記載している番号は、次のとおり負担割合を表しています。

① 1割負担 ② 2割負担 ③ 3割負担

※ 介護給付費単位数の算定及びそれに地域区分による単価を乗じて金額に換算する際の端数処理により、実際の金額と異なりますので、目安として記載しています。

◎基本料金（1日につき）

在宅復帰・在宅療養支援等指標において、【在宅強化型】の施設基準に適合しているため、次に掲げる料金になります。

○従来型個室【在宅強化型】（個室）

- ・要介護1 ① 810円、②1,619円又は③2,428円
- ・要介護2 ① 887円、②1,773円又は③2,659円
- ・要介護3 ① 953円、②1,906円又は③2,859円
- ・要介護4 ①1,012円、②2,023円又は③3,035円
- ・要介護5 ①1,068円、②2,136円又は③3,204円

○多床室【在宅強化型】（2人室、4人室）

- ・要介護1 ① 895円、②1,789円又は③2,684円
- ・要介護2 ① 973円、②1,945円又は③2,918円
- ・要介護3 ①1,042円、②2,083円又は③3,124円
- ・要介護4 ①1,101円、②2,202円又は③3,303円
- ・要介護5 ①1,156円、②2,311円又は③3,466円

※ ただし、同一敷地内の協力病院を退院したその日に入所する場合、入所日は上記料金が請求されません。また、退所したその日に同一敷地内の協力病院に入院する場合、退所日は上記料金が請求されません。

※ 外泊された場合は、外泊の初日及び最終日を除いて1月に6日を限度として上記料金が代えて1日につき①372円、②744円又は③1,116円になります。ただし、退所が見込まれる利用者をその居宅において試行的に退所させ、当該施設が居宅サービスを提供する場合は、①822円、②1,644円又は③2,465円になります。

◎加算料金

基本料金に、次に掲げる料金が加算されます。

*夜勤職員配置加算

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が施設基準に適合しているため、1日につき①25円、②50円又は③74円が加算されます。

*短期集中リハビリテーション実施加算（I）

医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合は、1日につき①265円、②530円又は③795円が加算されま

す。

*短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、1日につき①206円、②411円又は③617円が加算されます。

*若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合は、1日につき①124円、②247円又は③370円が加算されます。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算が加算されている場合は、加算されません。

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）

在宅復帰・在宅療養支援等指標において、【超強化型】の施設基準に適合した場合は、1日につき①53円、②105円又は③157円が加算されます。

*ターミナルケア加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した上で死亡した場合に、死亡日以前31日以上45日以下は1日につき①74円、②148円又は③222円、死亡日以前4日以上30日以下は1日につき①165円、②329円又は③493円、死亡日の前日及び前々日は①935円、②1,869円又は③2,804円、死亡日は1日につき①1,952円、②3,903円又は③5,854円が死亡月に加算されます。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、加算されません。なお、この加算は死亡月にまとめて算定するため、退所の翌月に死亡した場合は、当施設に入所していない月についても自己負担を請求する場合があります。

*初期加算（Ⅰ）

地域医療情報連携ネットワーク等のシステムや、急性期病床を持つ医療機関の入退院支援部門を通して、当該施設の空床情報の定期的な情報共有等を行うとともに、入院日から一定期間内に急性期医療を担う医療機関の一般病棟を退院し、当施設に入所した場合、入所日から30日間に限って、1日につき①62円、②124円又は③185円が加算されます。ただし、初期加算（Ⅱ）が加算されている場合は、加算されません。

*初期加算（Ⅱ）

入所日から30日間に限って、1日につき①31円、②62円又は③93円が加算されます。

*退所時栄養情報連携加算

当施設と医療機関等の継続的な栄養管理の確保等を図るため、次のいずれかの場合、退所した日の属する月において、1月に1回を限度として、①72円、②144円又は③216円が加算されます。

- ・ 特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した利用者が、居宅に退所する場合、その主治医の属する医療機関等及び介護支援専門員に対して、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合。

- ・ 医療機関等に入院等する場合、当該医療機関等に対して、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合。
- * 再入所時栄養連携加算

前回退所して医療機関に入院した利用者が退院した後に、再度、今回当施設に入所する際、当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合に、1回を限度として、①206円、②411円又は③617円が加算されます。
- * 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）

入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合は、1回を限度として、①463円、②925円又は③1,387円が加算されます。
- * 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）

入所前後訪問指導加算（Ⅰ）の施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合は、1回を限度として、①493円、②986円又は③1,479円が加算されます。
- ※ ただし、いずれかの入所前後訪問指導加算が加算されている場合は、その他の入所前後訪問指導加算は加算されません。
- * 試行的退所時指導加算

試行的な退所時に指導を行った場合は、最初に行った月から3月の間、月1回を限度として、①411円、②822円又は③1,233円が加算されます。
- * 退所時情報提供加算（Ⅰ）

居宅へ退所する場合に、退所後の主治の医師に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、1回に限り①514円、②1,027円又は③1,541円が加算されます。
- * 退所時情報提供加算（Ⅱ）

医療機関へ退所する場合に、その医療機関に対して心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、1回に限り①257円、②514円又は③771円が加算されます。
- * 入退所前連携加算（Ⅰ）

入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、指定居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定め、退所前に指定居宅介護支援事業者に情報を提供し、連携して調整を行った場合は、1回を限度として、①617円、②1,233円又は③1,849円が加算されます。
- * 入退所前連携加算（Ⅱ）

退所前に、指定居宅介護支援事業者に退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、連携して調整を行った場合は、1回を限度として、①411円、②822円又は③1,233円が加算されます。
- ※ ただし、いずれかの入退所前連携加算が加算されている場合は、その他の入退

所前連携加算は加算されません。

***訪問看護指示加算**

退所時に、指定訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合は、1回を限度として、①309円、②617円又は③925円が加算されます。

***協力医療機関連携加算（Ⅰ）**

協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、現病歴等の情報共有等を行う会議を定期的で開催した場合、令和7年3月31日までは1月につき①103円、②206円又は③309円、令和7年4月1日からは1月につき①52円、②103円又は③154円が加算されます。

***経口移行加算**

経管により食事を摂取している利用者に経口移行計画を作成し、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が行われた場合は、1日につき①29円、②58円又は③87円が加算されます。

***経口維持加算（Ⅰ）**

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対して、栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合は、1月につき①411円、②822円又は③1,233円が加算されます。

***経口維持加算（Ⅱ）**

経口維持加算（Ⅰ）を加算されている場合で、食事の観察及び会議等に医師（当施設の医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき①103円、②206円又は③309円が加算されます。

***口腔衛生管理加算（Ⅱ）**

利用者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行い、その情報を厚生労働省に提出し、活用した場合は、1月につき①113円、②226円又は③339円が加算されます。

***療養食加算**

医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供し、管理した場合は、1日につき3回を限度として、1回につき①7円、②13円又は③19円が加算されます。

***緊急時治療管理**

緊急的な治療を行った場合は、1月に1回、連続する3日を限度として、1日につき①532円、②1,064円又は③1,596円が加算されます。

***所定疾患施設療養費（Ⅰ）**

肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎肺炎、慢性心不全の増悪の利用者に対し、治療を行った場合は、1月に1回、連続する7日を限度として、1日につき①246円、②491円又は③737円が加算されます。

***所定疾患施設療養費（Ⅱ）**

感染症対策に関する研修を受講している医師が、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の利用者に対し、治療を行った場合は、1月に1回、連続する10日を限度として、1日につき①493円、②986円又は③1,4

79円が加算されます。

※ ただし、いずれかの所定疾患施設療養費が加算されている場合は、その他の所定疾患施設療養費は加算されません。

* 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが必要でサービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき①206円、②411円又は③617円が加算されます。

* リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）

リハビリテーションマネジメント実施計画書の情報を厚生労働省に提出し、活用しているため、1月につき①34円、②68円又は③102円が加算されます。

* 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）

継続的に利用者ごとの褥瘡管理をし、その情報を厚生労働省に提出し、活用しているため、1月につき①3円、②6円又は③9円が加算されます。

* 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）を行い、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生がない場合は、1月につき①14円、②27円又は③40円が加算されます。

※ ただし、いずれかの褥瘡マネジメント加算が加算されている場合は、その他の褥瘡マネジメント加算は加算されません。

* 排せつ支援加算（Ⅰ）

利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて評価し、その情報を厚生労働省に提出し、活用し、排せつに介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し、支援を継続して実施しているため、1月につき①11円、②21円又は③31円が加算されます。

* 排せつ支援加算（Ⅱ）

排せつ支援加算（Ⅰ）を行い、要介護状態の軽減が見込まれる利用者の排尿又は排便の状態が改善したか、或いはおむつを使用していた要介護状態の軽減が見込まれる利用者がおむつを使用しなくなった場合は、1月につき①16円、②31円又は③47円が加算されます。

* 排せつ支援加算（Ⅲ）

排せつ支援加算（Ⅰ）を行い、おむつを使用していた要介護状態の軽減が見込まれる利用者の排尿又は排便の状態が改善し、且つおむつを使用しなくなった場合は、1月につき①21円、②41円又は③62円が加算されます。

※ ただし、いずれかの排せつ支援加算が加算されている場合は、その他の排せつ支援加算は加算されません。

* 自立支援促進加算

利用者ごとに、医学的評価を行い、その情報を厚生労働省に提出し、活用し、自立支援に係る支援計画を策定し、ケアを実施した場合は、1月につき①309円、②617円又は③925円が加算されます。

* 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）

利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用しているため、1月につき①41円、②82円又は③123円が加算されます。

*高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加し、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制をとった場合、1月につき①11円、②21円又は③31円が加算されます。

*高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合、1月につき①6円、②11円又は③16円が加算されます。

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上等の施設基準に適合しているため、1日につき①23円、②45円又は③68円が加算されます。

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の賃金の改善等を実施しているため、基本料金及び加算料金の合計の3.9%が加算されます（令和6年5月31日まで）。

*介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等の賃金の改善等を実施しているため、基本料金及び加算料金の合計の0.8%が加算されます（令和6年5月31日まで）。

*介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

介護職員等の賃金の改善等を実施しているため、基本料金及び加算料金の合計の5.4%が加算されます（令和6年6月1日から）。

(2) その他の料金（介護保険対象外）

①居住費（1日当たり） ※利用者負担段階に応じて

※令和6年7月31日まで

○従来型個室（個室）

・第1段階	490円
・第2段階	490円
・第3段階①	1,310円
・第3段階②	1,310円
・第4段階	1,900円

○多床室（2人室、4人室）

・第1段階	0円
・第2段階	370円
・第3段階①	370円
・第3段階②	370円
・第4段階	900円

※令和6年8月1日から

○従来型個室（個室）

・第1段階	550円
・第2段階	550円
・第3段階①	1,370円
・第3段階②	1,370円
・第4段階	1,900円

○多床室（2人室、4人室）

・第1段階	0円
・第2段階	430円
・第3段階①	430円
・第3段階②	430円
・第4段階	900円

※ 外泊期間中についても、上記料金をお支払いいただきます。

②食費（1食当たり） ※利用者負担段階に応じて

- ・朝食 560円 ・おやつ 70円
- ・昼食 660円 ・夕食 650円

※ ただし、1日当たりの負担限度額は、次に掲げる利用者負担段階によります。

- ・第1段階 300円
- ・第2段階 390円
- ・第3段階① 650円
- ・第3段階② 1,360円
- ・第4段階 1,940円

※ 外出・外泊等による食事中止については、次に掲げる日時までにご連絡いただいた分のお支払いはごさいませんが、それ以降にご連絡いただいた分はお支払いただきますので、予めご了承ください。

- ・朝食 …前日15:30まで
- ・昼食・おやつ・夕食…当日 9:30まで

※利用者負担段階について

- ・第1段階
 - ・ 生活保護を受けている方
 - ・ 配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方
- ・第2段階
 - ・ 配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金及び非課税年金の年金収入額と年金以外の合計所得金額（以下「年金収入等」といいます。）の合計が80万円以下の方
- ・第3段階①
 - ・ 配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等の合計が80万円を超え120万円以下の方
- ・第3段階②
 - ・ 配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等の合計が120万円を超える方
- ・第4段階
 - ・ 上記以外の方

第1段階から第3段階に該当する方は、お住まいの市町村の介護保険担当窓口で申請し、介護保険負担限度額認定証の交付を受け、当施設へ認定証をご提示いただく必要があります。

その他、利用者負担軽減措置があります。詳しくは、お住まいの市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

③理容代（1回当たり）

※令和6年5月31日まで

- ・顔剃り 1,120円 ・カット 1,670円

※令和6年6月1日から

- ・顔剃り 1,340円 ・カット 2,000円

④日用品費（1日当たり）

施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※令和6年5月31日まで

- ・衛生用品セット 80円
（エプロン・紙おしぼり・ティッシュペーパー）
- ・入浴用品セット 120円

(ボディソープ・シャンプー・バスタオル・フェイスタオル)

※令和6年6月1日から

・衛生用品セット 100円

(エプロン・紙おしぼり・マスク・ティッシュペーパー)

・入浴用品セット 100円

(ヘッド&ボディシャンプー・浴用化粧料・バスタオル・フェイスタオル)

⑤教養娯楽費(その都度実費)

レクリエーション等で使用する、折り紙等の材料や風船等遊具の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※ その都度、利用者及び連帯保証人の同意をいただいた上で、お支払いいただきます。

⑥健康管理費(1回当たり)

※令和6年5月31日まで

・インフルエンザ予防接種料 5,203円

・肺炎球菌予防接種料 8,393円

※令和6年6月1日から

・インフルエンザ予防接種料 5,445円

・肺炎球菌予防接種料 8,415円

※ ただし、市町村の予防接種事業に該当する方は、その規定の料金に減免されません。

⑦私物洗濯代

利用者の洗濯物については、原則、本人及びその家族に行っていただきますが、外部の洗濯業者へ委託することもできます。洗濯委託利用される場合は、次に掲げる料金をお支払いいただきます。

・水洗い品 8,560円(1月当たり)

・別注品(1枚当たり) ※水洗い品の取り扱いで対応できないもの。

・シャツ 310円 ・ズボン 370円

・タオルケット 310円 ・ベスト 370円

・ブラウス 310円 ・セーター 430円

※ その他の品目については、ご相談ください。

⑧特別な室料(1日当たり・消費税込)

・個室 2,200円 ・2人室 1,100円

※ 外泊期間中についても、上記料金をお支払いいただきます。

⑨特別な食事代(消費税込)

施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※令和6年5月31日まで

・ニュートリートウォーター 180円(300g/袋当たり)

・オーエスワンゼリー 230円(200g/袋当たり)

※令和6年6月1日から

・サポートエネルギーゼリー 190円(98g/個当たり)

・オーエスワンゼリー 240円(200g/袋当たり)

⑩電気使用料（1日当たり・消費税込）

電化製品を、施設へ持ち込んで使用する場合にお支払いいただきます。

※令和6年5月31日まで

・ラジカセ 20円 ・テレビ 50円 ・パソコン 50円

※令和6年6月1日から

・ラジカセ 20円 ・テレビ 70円 ・パソコン 70円

※ その他の電化製品については、ご相談ください。

⑪口腔ケア用品代（消費税込）

施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※令和6年5月31日まで

・義歯洗浄剤	デントクリア	10円（1日当たり）
・義歯ブラシ	デンチャーブラシ	190円（1本当たり）
・歯間ブラシ	ガム歯間ブラシL字型	70円（1本当たり）
・歯ブラシ	タフト24S	130円（1本当たり）
・歯ブラシ	タフト24SS	140円（1本当たり）
・歯ブラシ	プラウトS	330円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	口腔ケアスポンジ	50円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	エラック510ES	400円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	柄付くるりーナブラシ	580円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	ミニモアブラシ	620円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	吸引くるりーナ	700円（1本当たり）
・舌ブラシ	オーラルメイト	590円（1本当たり）
・保湿剤	口腔ケアジェル	590円（40g／本当たり）
・保湿剤	リフレケアミニ	980円（20g／本当たり）
・ウェットティッシュ	口腔ケアウェットガーゼ	980円（100枚／個当たり）
・口腔洗浄剤	マウスウォッシュ	2,080円（474ml／本当たり）

※令和6年6月1日から

・歯磨剤	クリニカハミガキ	130円（30g／本当たり）
・義歯洗浄剤	デントクリア	10円（1日当たり）
・義歯ブラシ	デンチャーブラシ	210円（1本当たり）
・歯間ブラシ	ガム歯間ブラシL字型	70円（1本当たり）
・歯ブラシ	タフト24S	140円（1本当たり）
・歯ブラシ	タフト24SS	150円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	デントスワブ	30円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	エラック510ES	420円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	柄付くるりーナブラシ	700円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	ミニモアブラシ	700円（1本当たり）
・粘膜ブラシ	吸引くるりーナ	830円（1本当たり）

- ・舌ブラシ ハイザック 320円（1本当たり）
 - ・保湿剤 リフレケアミニ 1,510円（30g／本当たり）
 - ・口腔用ウェットシート
口腔ケアウエットティナー 480円（60枚／個当たり）
- ⑫学習療法費（1月当たり・消費税込） 4,000円
- 希望された場合でも、学習可能かどうかは施設で判断させていただきますので、ご了承ください。

⑬文書料（1通当たり・消費税込）

文書の発行は、お申し込みからお時間をいただきますので、予めご了承ください。

- ・医療費控除証明書 1,100円
- ※ ただし、年毎に1月から12月までの1年分を限度とする。
- ・施設利用証明書 3,300円
 - ・施設利用診断書（検査項目なし） 3,300円
 - ・死亡診断書 3,300円
 - ・施設利用診断書（検査項目あり） 5,500円
 - ・生命保険会社用証明書 7,700円
 - ・生命保険会社用診断書 11,000円

※他科受診

利用者の傷病の状況からみて、施設で必要な医療を行うのが困難となった場合には、協力病院やその他の医療機関の医療を受けていただくことになります。その際の医療費の保険診療分については、ご負担いただきますので予めご了承ください。

また、診断書作成のために協力病院で検査等を行った場合の費用についても、実費（保険診療外）をご負担いただきます。

なお、他科受診の費用は、医療機関より請求されます。

(3) お支払い方法

- ・ サービスを提供した月の請求書を、翌月16日までに発行しますので、その月の末日（土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ・ お支払い方法は、窓口現金払い、銀行口座振込、銀行口座振替の3つの方法があります。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会時間
午前9時から午後8時までとします。
- ・ 消灯時間
午後9時とします。
- ・ 外出・外泊
外出・外泊許可願を提出し、許可を得てください。
外出、外泊中は、無断で病院等を受診しないでください。
外出、外泊中に体調に変化が生じた場合は、直ちに当施設に連絡してください。

- ・ 飲酒・喫煙
原則として禁止。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
食べ物、飲み物等の持ち込みは原則として禁止。ただし、特別に必要な物品については協議します。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込み
原則として禁止。やむを得ず持ち込む場合は必要額及び必要物品とし、持ち込まれた金銭・貴重品等の紛失や破損について、当施設は一切責任を負わないものとします。
- ・ 洗濯
原則として、利用者及びその家族が行うものとし（施設内にコインランドリーが設置されています。）、希望により、当施設にて外部業者への取り次ぎも行います。
- ・ 禁止事項
当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ ジェネリック医薬品（後発医薬品）
当施設では、効果が同じ後発医薬品を使用する場合があります。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ・ 防火管理者及び火元責任者を配置します。
- ・ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ・ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ・ 火災や地震等が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- ・ 防火管理者は、利用者及び施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行います。）
- ・ 非常災害用設備の使用法の徹底…随時
- ・ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- ・ その他については、消防法及び当施設における防火、防災対策要綱によるものとします。

6. 個人情報の利用目的

当施設は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

- (1) 利用者への医療・介護サービスの提供に必要な利用目的

①当施設の内部での利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する医療・介護サービス
- ・介護保険事務
- ・利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －利用者の医療・介護サービスの向上

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する医療・介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答、心身の状況説明、主治の医師等への診療状況の紹介
 - －協力医療機関との病歴等の情報共有
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者（市町村）からの照会への回答
- ・損害賠償保険に係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外の利用目的

①当施設の内部での利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生等の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －創作活動の作品展示等における写真・氏名等の掲示

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関や第三者評価機関等への情報提供

③その他の利用目的

- －広報紙への写真の掲載

(付記) ① 上記のうち、他の施設等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。

② お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

③ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

7. 緊急時の対応

(1) 当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

①協力医療機関（同一敷地内）

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院

住所 宮城県仙台市太白区中田町字前沖143

②協力歯科医療機関

名称 四郎丸・サトウ歯科

住所 宮城県仙台市太白区四郎丸字渡道13-1

(2) 緊急時の連絡先

緊急の場合には、利用者及び連帯保証人が指定する者に連絡します。

8. 事故発生時の対応

当施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、連帯保証人等に連絡するとともに、事故内容についての記録を行い、事故発生に至った原因を検証し、再発防止策を講じます。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

- ・苦情解決責任者 施設長、副施設長
- ・苦情解決責任者補佐 看護師長、支援相談員
- ・苦情受付担当者 支援相談員、介護支援専門員、副看護師長、主任介護福祉士、医師、薬剤師、管理栄養士、主任理学療法士
- ・電話番号 022-306-1731（代表）

要望や苦情などは、苦情受付担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、施設内1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、お申し出いただくこともできます。また、以下の窓口においても、相談を受け付けていますのでご利用ください。

①名称 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室

住所 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館6階

電話番号 022-222-7700（直通）

②名称 仙台市太白区役所 障害高齢課 介護保険係

住所 宮城県仙台市太白区長町南3-1-15

電話番号 022-247-1111（代表）

③名称 仙台市若林区役所 障害高齢課 介護保険係

住所 宮城県仙台市若林区保春院前丁3-1

電話番号 022-282-1111（代表）

④名称 名取市役所 健康福祉部 介護長寿課 介護管理係

住所 宮城県名取市増田字柳田80

電話番号 022-384-2111（代表）

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし。